

福岡市生活保護システム再構築に関する情報提供依頼（RFI）実施要領

福岡市総務企画局 DX 戦略部システム刷新課

1. 背景と目的

福岡市は、昭和 41 年の大型汎用機の導入以降、各種業務の効率化などを目的に、各種情報システムの整備を行ってきており、大型汎用機を利用した業務システムと、サーバによる分散系システムを整備し、システム間での情報連携を行いつつ稼働してきました。

これら情報システムに対し、「福岡市システム刷新計画」を立案し、「老朽化が進みレガシー化したシステム資産を刷新し、誰でも、いつでも、どこでも公共サービスが受けられる社会の実現に向けて、最先端の電子行政サービスの提供を可能とするシステム基盤を構築する」ことを目指しています。平成 29 年 3 月には、「システム刷新計画」を実現するための具体的な実行計画として「システム刷新実行計画」（参考資料として提示）を策定しています。

本市においては、「システム刷新計画」及び「システム刷新実行計画」に基づき、生活保護システムについて、既存のサーバによる分散系システムを見直し、福岡市が構築する業務共通基盤及びインフラ共通基盤上、またはガバメントクラウド上において標準化された技術で稼働させることによって、柔軟なシステム構造と特定のベンダーの技術等に偏らない中立なシステム構造をもったシステム構築を図ることとします。

また、令和 3 年 5 月 19 日に公布された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」、及び令和 3 年 12 月 24 日に閣議決定された「デジタル社会の形成に関する重点計画・情報システム整備計画・官民データ活用推進基本計画」に基づき、標準仕様書に準拠するシステムとして再構築を行うこととしています。

これについて、本市次期生活保護システムの要求事項に対する実現性を多面的に分析・検証するために、令和 4 年度から令和 6 年度において情報提供依頼（RFI）等を行い、標準仕様書の改訂に伴う変更も含めた各種の情報を提供いただきました。

それらの情報を基に要求事項の精査を進めてきており、今回、最新の要求事項に対して、改めて情報提供、ご意見をいただくことを目的としています。提供いただいた情報や資料については、今後の次期システムに係る調達の検討資料（インプット資料）としたいため、積極的な情報や資料の提供をお願いします。

なお、本情報提供依頼に係る業務については、「生活保護システム刷新に係る調達・事業者選定支援業務委託」を受託したアビームコンサルティング株式会社に委託しており、各種資料（配付資料、質問回答、回答依頼資料）の授受等は、アビームコンサルティング株式会社が主体となって進めます。

2. 対象システム

(1) 生活保護システム

3. 情報提供依頼（RFI）に付する事項

(1) 情報提供依頼事項

依頼事項の詳細は、下表提示資料の「情報提供依頼事項（兼回答様式）」に一覧化しています。

(2) 提示資料

分類	資料
実施要領	01 情報提供依頼（RFI）実施要領
情報提供依頼事項	02 情報提供依頼事項（兼回答様式） （※上記調査票の項番 8, 9 の回答が可能な場合は（任意回答）、「04_機能要件（兼回答様式）」、「05_帳票要件（兼回答様式）」、「06-1_連携要件（国標準）（2.0 版）（兼回答様式）」、「06-2_連携要件（市独自）（2.0 版）（兼回答様式）」にご記載ください。）
RFI 時点の調達仕様 （参考添付）	03 生活保護システム構築・保守業務委託調達仕様書（R7.7 版）
	04 機能要件（兼回答様式）（R7.7 版）
	05 帳票要件（兼回答様式）（R7.7 版）
	06-1 連携要件（国標準）（2.0 版）（兼回答様式）（R7.7 版）
	06-2 連携要件（市独自）（2.0 版）（兼回答様式）（R7.7 版）
	07-1 非機能要件（国標準）（R7.7 版）
	07-2 非機能要件（福岡市個別）（R7.7 版）
	08-1 業務委託要件（R7.7 版）
	08-2 移行対象データ（R7.7 版）
	09-1 運用保守要件（R7.7 版）
	09-2 個別運用要件（個別：生活保護）（R7.7 版）
	10 その他参考資料 ● 福岡市システム刷新実行計画 ● 福岡市業務共通基盤システム利用ガイドライン（一部） ● インフラ共通基盤利用基準（一部） ● 運用設計ガイドライン（一部） ● 連携概要：生活保護システムの連携方針
質問様式	11 事業者質問票（事業者名）

4. 実施期間

令和 7 年 8 月 18 日（月）から令和 7 年 9 月 8 日（月）17:00 まで

詳細は「6. 資料の提出方法」を確認すること

5. 参加申込・質問

(1) 参加申込方法

本 RFI に参加する場合は、以下の連絡先までご連絡ください。ご連絡いただいたのち、順次資料を配布します。

- メール送付先 : アビームコンサルティング株式会社
- メールアドレス : jpabfcity-kksdl@abeam.com

(2) 質問方法

本 RFI について質問がある場合は、以下の要領でご連絡ください。

- 提出期限 : 令和 7 年 8 月 26 日 (火) 17:00 (回答予定時期 8 月 29 日 (金))
- 通知方法 : 質問様式 事業者質問票を添付し電子メールを送付
- メール送付先 : アビームコンサルティング株式会社
- メールアドレス : jpabfcity-kksdl@abeam.com
- 表題 : 【生活保護 RFI】質問送付 (参加者名)

6. 資料の提出方法

(1) 電子メールによる資料の提出

資料の提出については、以下の日時、宛先まで電子メールで提出をお願いします。

この際、本 RFI で提示している提出様式については、今後分析等に活用するため、PDF 等への変換を行わずに提出ください。なお、様式以外で提出いただく資料 (例: 提案システムパンフレット) については、PDF 等編集のできないデータ形式で構いません。

また、本市から指定した様式に加え、参加者における各項目での提案等がある場合、提案内容を示した資料を同梱の上送付ください。追加提案等については、特に様式の指定はありません。

- 提出期限 : 令和 7 年 9 月 8 日 (月) 17:00
- 提出方法 : 以下の提出物を電子メールに添付し送付
- 提出物 : 「02 情報提供依頼事項 (兼回答様式)」、「04_機能要件 (兼回答様式)」、「05_帳票要件 (兼回答様式)」、「06-1_連携要件 (国標準) (2.0 版) (兼回答様式)」、「06-2_連携要件 (市独自) (2.0 版) (兼回答様式)」
- メール送付先 : アビームコンサルティング株式会社
- メールアドレス : jpabfcity-kksdl@abeam.com
- 表題 : 【生活保護 RFI】資料提出 (参加者名)

7. その他

- ① 資料提供いただいた参加者に対し、必要に応じて、後日ヒアリングの実施、追加資料の提供、及びデモンストレーションの実施を依頼させていただく場合があります。
- ② 本 RFI の実施に要する一切の費用は、参加者の負担とします。
- ③ 提出された資料に関しては、返却しません。
- ④ 本 RFI でご提供いただいた資料については、「1. 背景と目的」に示した範囲内において本市 (本業務を委託しているアビームコンサルティング株式会社を含む) にて利用します。また、提供いただいた資料は、提供事業者に無断で第三者に開示することはありません。なお、アビームコンサルティング株式会社は、本市との間で守秘義務を含めた業務委託契約を締結しています。

- ⑤ 本 RFI に伴って配布している資料には一部機密情報が含まれますので、取り扱いには十分に留意し、本 RFI に関する作業以外には使用できないこととします。
- ⑥ 本依頼の実施をもって、本市が調達を行うことを約束したり、参加者に特別の地位を約束したりするものではありません。また、本 RFI を辞退した事業者についても不利益に取り扱われることはありません。
- ⑦ ご回答をいただいた内容については、今後、次期システム構築に向け、調達仕様等に反映する場合があります。

以上